

雑用水

雑用水水質基準

「厚生労働省 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条の2」に基づく

No.	項目	基準値	散水、修景又は清掃の用に供する雑用水	水洗便所の用に供する雑用水
1	pH値	5.8～8.6		
2	臭気	異常でないこと	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回
3	外観	無色透明		
4	大腸菌	検出されないこと	2ヶ月以内ごとに1回	2ヶ月以内ごとに1回
5	濁度	2度以下		—
6	残留塩素	0.1mg/ℓ以上 ※	7日以内ごとに1回	7日以内ごとに1回

供給される水が水道または専用水道からの水の場合は該当しない。

※ …給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率が0.1mg/ℓ以上、病原生物汚染のおそれのある場合は0.2mg/ℓ以上。